

令和6年度第2回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和6年6月26日（水）午後2時～

場所：保健福祉センター 5階 501会議室

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 議事

(1) 大和市こども計画における基本理念・施策体系案について

事務局：(資料に基づき説明)

会 長：ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員：今回、策定しようとしているのは、資料1の2ページ目、図の中にある「市こども計画」の部分ということでよろしいでしょうか。

第二期子ども・子育て支援事業計画だった部分が、国からこども大綱が出て一体的に定めることになり、子ども・若者計画まで含めるということによろしいでしょうか。

事務局：その通りです。

委 員：これから策定する計画は国から求められているものだと思いますが、この計画が目指す方向性を教えてください。また、第二期計画の達成率について、事務局としての考えを教えてください。

事務局：こども基本法の趣旨として、子どもの最善の利益を考慮することが求められているところです。子どもの自己肯定感を高めるため、できるだけ子ども達の意見を聞きながら計画を策定していく必要があると考えています。全ての子どもにとって最善の利益を考慮した社会づくり、地域づくりを目指していくものと捉えております。

なお、2点目の第二期計画の達成率ですが、基本的には数量で把握できるものだけではございませんので、事務事業評価やこの子ども・子育て会議を通じて評価していただくものと考えております。

委 員：先ほどの市長のお話を踏まえて、どういうことが「こどもまんなか」なのか、それぞれ自分の言葉で発信することは難しいと思っています。

保育園は生活の場でもあり、長い時間を支援していますが、学校に行くと教育も合わさり子ども達も成長とともにいろいろな関わり合いでストレスが生じます。子どもは学校で一生懸命学び、それを家で親とコミュニケーションを取りながら落とし込むことができる社会が一番いいのかもしれないのですが、実際のところはそのような形はなく、子どもまんなかではないと感じています。何故かというとお母さん達は子どもを保育園と同じように、学童にいつまでも預けられるという感覚があるようで、子どもは物ではないとお母さんとよく話しているところです。子どもの成長とともに環境が変わり、私達の接し方も変わります。

これらを踏まえて質問ですが、一人の子どもを出産からずっと見届けて、必要に応じて30歳まで支援していかなければならない中で、先ほどのような話が保護者の方に通じるような体制になっているかをお聞きしたいです。

事務局：こども基本法中では子どもを「こども」と表現しており、成長の過程にあるものということが示されています。明確な年齢は示されていませんが、国としてはおおむね30歳未満を施策の対象としているところです。子どもを生涯通じて切れ目なく支えていくことが理想であると考えておりますが、子どもを支えていくのは行政だけではなく、企業等の協力もございますので、どこまで行政が担うべきなのかという議論もあるかと思えます。行政が行う施策の中では、それぞれに個別法があり、年齢や財源を伴ってきます。対象外の方にサービスを提供する場合は、国や県の補助金が出ないなど制度的な制限もあります。また、支援の目的に応じて対象者が考えられているので、施策の全てが0歳から30歳まで対象という考え方ではないと捉えておりますが、今後、取り組み方法などを踏まえながら検討していかなければならないと思っております。

委員：大和市の子育て支援は、他市からとても羨ましく思われています。引越しされてきた方々からは「大和は素敵ですね」と言われることもあります。先日、「大和市子育て相談機関ネットワーク会議」に参加しましたが、法令上で定められた年齢以降は支援を手放すということではなく、何らかの形でつながっていくべきと考えています。つながっていかないと一生懸命支援していたことが水の泡になってしまいます。情報は不可欠ですので、違う部署や団体が交流して情報交換ができると見えてこなかったものが見えてくるのではないかと感じました。

事務局：資料2に大和市こども計画による施策とそれに関連する市の他計画を記載しています。委員のおっしゃったように、今の課題は子ども・子育て会議だけで解決できるものではありません。また、市には総合計画を上位計画として様々な部門の計画がございます。計画の策定にあたっては、大和市の人権指針や学校教育基本計画、教育大綱等との整合

性も踏まえつつ、子ども・子育て会議の範囲を超えるものについては、関係部署等に意見を伝えていきたいと考えております。

委員：先ほどの質問に関連して2点あります。1点目はスケジュールに関して、資料1では、国で定めたこども大綱を勘案して、県がこども計画を策定することとなっています。そして、県のこども計画を市のこども計画に反映して策定することとなっています。県は7月に骨子案が、11月に素案が出る予定となっていますが、それによって市の計画案が間に合わなくなることはあるのでしょうか。このタイミングから勘案して計画策定に間に合うのかという質問が1点目です。

次に2点目は、検討する会議委員についての質問です。今回施策の範囲が広がるということもあり、29歳以下の部分まで検討しなければならないと思います。この会議委員自体が中学生や高校生、20代の若者達を支援できるように想定した構成になっていませんが、新たに有識者を招く等の検討はされるのでしょうか。

事務局：1点目に関しては、国や県の方に県計画を待たないと作ることができないのかを確認したところ、その必要はなく、先行して市町村が作ることが可能であることを確認しております。すでに国のこども大綱は閣議決定しておりますので、市の方でも内容の検討はできると考えており、また、参考資料2で神奈川県こども計画の構成イメージが示されていますが、国の大綱に沿った構成となっております。県と同時進行しながら、県の計画も踏まえ、最終的に整合性を取るような形で進めていきたいと考えております。

2点目、今回、施策の範囲が広がるということもあり、条例で委員の定員が17名と定められている中で検討した結果、この会議には青少年育成団体代表として子ども会からの委員がいることや、今期から新たに若者の就労関係の相談を受けている地域若者サポートステーションから推薦していただいていることから、現在の会議委員で検討できると考えています。それを補完するものとして、必要に応じて当事者の方のご意見をいただいたり、策定作業の中で、子どもや子育て、若者を対象としている関係部署等の意見を聞いたりしながら計画に反映できればと考えております。

委員：私の団体では切れ目のない支援をしようと妊婦や障がいを持った子、医療的ケアが必要な子まで、私の団体を卒業した子達が二十歳になったとき二十歳を祝う会をしています。加えて障がいを持った方達の就労も支援していますので、一人の子を切れ目なくつなげる支援をしています。特に制度化はされておらず、地域性があるかと思いますが、市の各部署が子育て支援等でつながりを持っていただけたらと思います。

委員：資料3の委員からの意見に対する回答について、基本的に「ゼロ回答」か「参考にさせていただきます」などの回答となっていますが、集まった意見は、前回の取り組み状況

の市計画の施策の方向性には反映されないという認識でよろしいでしょうか。「反映していきます」という回答が一つもないので確認させていただきたいというのがまず1点です。

また、2点目で、この次期計画は令和7年に公表すると思います。資料3の基本目標1で質問していますが、認定こども園に移行できるのは、子ども・子育て支援新制度だと令和6年の終わりまでと認識していますが、この計画を公表した後に移行を希望してもできないのか教えてください。

事務局：認定こども園への移行については、基本的に法人の意向に応じて対応しているところです。幼稚園が認定こども園へ移行するには県の認可が必要となりますので、その場合は市として必要な事務のサポートをさせていただきます。認定こども園への移行の期限につきましては、国の制度を改めて確認いたしますが、本市においては、新制度幼稚園に移行していない園も17園中5園あります。今後も、認定こども園や新制度幼稚園への移行を検討されている法人がありましたら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

会 長：認定こども園への移行は県の認可が必要なのですね。

事務局：はい。法令上の認可権限者は都道府県になりますので、市は県との窓口になることが役割であると認識しています。

委 員：おそらく神奈川県認可を取るよう私立学校審議会を通す必要があり、それが9月だと思うのですが、そのスケジュールとのタイミングは問題ありませんか。

事務局：スケジュールについては再度確認の上、改めて回答いたします。

会 長：令和7年3月31日を過ぎたら、移行できないわけではないということですね。

事務局：それも含めて確認し報告いたします。

会 長：確認のうえ、改めてご報告をお願いします。

委 員：先ほど質問した1点目、計画への意見の反映について教えてください。

事務局：今後、骨子案や素案を作成していく段階で、いただいたご意見を参考にしながら検討させていただきます。これで終わりではなく、これを踏まえて検討させていただきたいと考えております。

委員：次期計画の施策体系案で、子育て当事者支援に関する重要事項の中に教育に関する経済的負担の軽減が入っています。この場に教育委員会の方はいませんが、これは学校教育に関わる経済的な負担の軽減も含まれているのでしょうか。

事務局：国の大綱では、高校等の授業料支援などが記載されているところです。第二期大和市子ども・子育て支援事業計画では、従来から小中学校の学用品等の就学援助事業や、学校給食費の助成、奨学金の給付事業など、教育委員会で実施している事業を位置づけているので、それらを踏襲しながら次期計画を検討していきたいと考えています。

#### 4. その他

事務局：次回会議について、ご案内いたします。次回会議は、7月24日（水曜日）14時から、保健福祉センター5階501会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

委員：前回の議事録が出ていないままでの今日の会議開催は、本来の会議の姿ではないと思いますので、次回会議では今回の議事録が出た状態をお願いしたいと思います。

#### 5. 閉会